

## 社会福祉法人 東京弘済園 行動計画（第2回）

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：妊娠中（配偶者を含む）の職員に、産前産後休業や育児休業制度についてのパンフレットを作成して配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成27年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始  
制度に関するパンフレットの作成・配布による職員への周知

目標2：平成29年4月までに、子の看護休暇の日数増加及び対象範囲を拡大する。

<対策>

- 平成27年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始  
社内検討会での検討開始、規則の改定

目標3：育児休業期間を、1歳の誕生日以後の最初の3月31日まで取得できるようにする。

<対策>

- 平成27年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始  
社内検討会での検討開始、規則の改定